

給付対象施設・事業所各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

令和 6 年度子ども・子育て支援教育・保育給付費等の 3 月分加算項目の手続きについて（通知）

平素より横浜市の教育・保育行政の推進にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

子ども・子育て支援教育・保育給付費等の令和 6 年度の 3 月分加算項目の手続きについて、次のとおりお知らせします。

各加算項目の内容、要件、必要書類等をご確認のうえ、加算対象の施設・事業所は手続きをお願いいたします。

1 3 月分加算項目

- (1) 施設関係者評価加算
- (2) 高齢者等活躍促進加算
- (3) 施設機能強化推進費加算
- (4) 小学校接続加算
- (5) 第三者評価受審加算・第三者評価受審費助成
- (6) 外部監査費加算

2 必要書類及び提出方法

必要な様式につきましては、資料 1 「令和 6 年度 様式一覧」をご参照ください。

なお、**今年度から 3 月分加算項目についても kintone による申請・報告に変更する予定です。**様式の公開日や提出方法等の詳細につきましては、9 月下旬頃にお知らせいたします。

※ 対象の加算項目は施設・事業所の種別により異なります。また、加算項目ごとに要件や手続きが異なりますので、別添の資料をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

3 提出期限

	3 月分加算項目	提出期限【厳守】
申請書等	上記 1 の (1) (2) (3) (5)	令和 6 年 12 月 27 日 (金) 17 時 (必着)
報告書等	上記 1 の (1) ~ (6)	令和 7 年 3 月 14 日 (金) 17 時 (必着)

※申請書類等の審査において、差し替え等が必要な場合はご連絡します。

審査完了後、順次結果を通知します。

※申請書の提出期限（令和 6 年 12 月 27 日 (金) 17 時）を過ぎた場合、3 月分加算項目の申請は一切受け付けられませんのでご注意ください。

裏面あり

4 よくあるご質問

お問い合わせの前に、資料5「令和6年度3月加算QA」を必ずご確認ください。

5 添付資料

- ・令和6年度様式一覧【資料1】
- ・令和6年度施設機能強化推進費加算の支出対象経費について【資料2】
- ・令和6年度施設機能強化推進費加算：別表【対象物品可否一覧】【資料3】
- ・令和6年度小学校接続加算<<昨年度からの変更点について>>【資料4】
- ・令和6年度3月加算QA【資料5】

〈問合せ先〉

横浜市こども青少年局

保育・教育給付課 市内施設給付担当

E-mail : kd-kyufu@city.yokohama.jp

TEL 045-671-0202 または 045-671-0204

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

加算項目名	様式番号	名称	提出期限		保育所	幼稚園	認定こども園 (1号)	認定こども園 (2・3号)	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問		
			申請書	報告書										
(1) 施設関係者評価加算	第6号様式	施設関係者評価加算(申請・報告)書	令和6年12月27日(金)17時(必着)	令和7年3月14日(金)17時(必着)		○	○	○						
(2) 高齢者等活躍促進加算	第7号様式の1	高齢者等活躍促進加算(申請・報告)書			○			○						
	第7号様式の2	高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表			○			○						
(3) 施設機能強化推進費加算	第8号様式の1 (幼稚園)	施設機能強化推進費加算(申請・報告)書						○						
	第8号様式の2 (保育所、地域型保育事業)							○	○			○	○	
	第8号様式の3 (認定こども園)							○	○					
(4) 小学校接続加算	第9号様式	小学校接続加算実施報告書	提出不要		○	○	○							
(5) 第三者評価受審加算 第三者評価受審費助成	第5号様式	第三者評価受審(申請・報告)書	令和6年12月27日(金)17時(必着)		○	○	○	○	○	○	○	○		
					○	○	○	○	○	○	○			
(6) 外部監査費加算	挙証資料として監査報告書(提出時に作成されていない場合は、契約書の写しなど監査が実施されることがわかる書類)を3月分「公定価格加算・調整項目届出書」に添付					○	○	○						

※様式以外に提出が必要な書類があります。様式以外の必要書類については、「子ども・子育て支援制度 令和6年度説明テキスト」の各加算の説明をご参照ください。
 なお、説明テキストは以下のページに公開されております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/r6seikyujimu-yousiki.html>

令和6年度 施設機能強化推進費加算の支出対象経費について

対象：職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設（事業所）の総合的な防災対策の充実強化等に要する経費（16万円（消費税込）以上となるもの）

**「令和6年度施設機能強化推進費加算：別表」を必ずご覧いただき、
○印のついているもののみご申請ください。**

※別表に記載のないものは対象となりませんのでご注意ください。

（昨年度からの変更点）備蓄用の食糧及び飲料が対象となりました。

次のものについては、対象外です。

- ・保育、教育の提供にあたり通常要するもの（例：哺乳瓶、おむつ など）
- ・一般的な物品と区別がつかないもの（例：コピー用紙、テレビ、インターネット通信料 など）
- ・本来施設に備えておくべきもの（例：消火器（常設用）、火災報知器 など）

【注意点】※必ずお読みください。

- (1) 申請時は、機能や素材等が確認できる商品のカタログのコピーやメーカーホームページのコピーを必ず添付してください。
- (2) パンフレット等の商品名のタイトルに「防災用」「災害用」「非常用」との文言がある場合でも機能や素材等により対象とならない場合があります。**必ず「令和6年度施設機能強化推進費加算：別表」をご覧いただき、「○（対象）」となっている物品かをご確認ください。**
- (3) メーカー、販売会社が「施設機能強化推進費加算の対象商品となります」等の案内をしている場合がありますが、本市の了承を得ているものではありません。対象の可否については、各施設・事業所からの申請時に本市が個別に判断をするため、カタログ等の掲載商品が必ずしも対象になるとは限りませんのでご注意ください。また、**申請前にお電話やメールで対象商品となるかの照会はお受けいたしかねます。あらかじめご了承ください。**
- (4) 物品購入により発生する手数料（送料・振込手数料等）は対象外です。
- (5) 16万円（消費税込）以上となる支出経費のみ対象となります（支出予定額の合計が16万円（消費税込）に満たないものは申請できません）。
- (6) 申請時と報告時の状況（金額や購入物品等）に変更があった場合には本加算の対象外となる可能性がありますのでご注意ください。また、別添の3月加算QAもあわせてご確認ください。

令和6年度施設機能強化推進費加算：別表【対象物品可否一覧】【資料3】

《○…対象 / ×…対象外》

No.	品名	詳細	対象可否	備考
■備品類				
	食糧及び飲料	防災訓練で使用するもの	○	訓練で食べた旨を申請書の内容欄に記入すること。
		備蓄用	○	非常食・保存食であること。 通常の加工食品は不可。
	非常用浄水器	川水や泥水、雨水用のみ	○	電気やガスなしで使用できるもの。
		交換用フィルター	○	非常用浄水器（川水や泥水、雨水用のみ）のものに限る。
	哺乳瓶		×	使い捨ても同様
	食器		×	使い捨ても同様
	調理器具		×	使い捨ても同様
	非常用防煙マスク	防煙機能ありのもののみ	○	
	防煙フード		○	
	防災キャップ		○	防災製品が望ましいが、頭を保護する機能が備わっているものであれば可とする。
	防災頭巾		○	防災製品が望ましいが、頭を保護する機能が備わっているものであれば可とする。
	防災頭巾専用袋	単品用	×	
		複数用	○	
	ヘルメット	防災用・工事用	○	商品名に「防災用」「工事用」と明記してあるものに限る。（カタログ上で防災用、工事用と読み取れるものであれば可）
		乗り物用	×	
		防災ガード	○	付属品（ヘルメットに取り付けられるもの）
	ヘルメット専用収納	複数収納用	○	専用品に限る。
		単品用	×	
		カバー	×	
	防災備蓄倉庫	「防災」「耐火性」「金属製」いずれかの機能が1つ以上備わっているもののみ	○	商品名やカタログで「防災」「耐火性」「金属製」であることがわかるものを添付すること。
		設置工事費用	×	設置のためのブロック等も対象外。
	耐火金庫		×	
	飲料水長期保存容器	ポリタンク	○	
		ペットボトル	×	
	非常用給水袋		○	
	ウォーターサーバー		×	
	炊き出し用かまど		○	
	非常用コンロ	カセットコンロ	○	
		プロパン型	○	電気を使用するIHコンロは不可。
	発熱剤		○	哺乳瓶や調理器具等とのセット品は不可。
	非常用暖房器	電気、都市ガス使用	×	
		燃料型	○	
		薪ストーブ	○	
	非常用発電機	太陽光やガソリン、ガス使用	○	ペダル式発電機も含む。
		修理代	○	作業内容を明記すること。
		単体	○	
	非常用蓄電器	充電機能、ライト等が付属	○	ポータブル電源も含む。
		単品	○	
	燃料（ガソリン等）	単体	×	使用器具と分離不可（動作確認用に付属しているもの等）のものは可。
	携帯電話用充電器		×	
	非常用自転車	ノーパンク	○	
		部品（ノーパンクタイヤのみ等）	○	非常用自転車特有の部品のみ対象。
	避難車（ベビーカー、バギー）	ノーパンクかつ防災	○	ノーパンクタイヤであり、シート自体に防災機能がついているもの。 ※通常の保育・教育の提供にあたって使用するものは対象外であるため、主たる使用目的が避難車としてではないものは不可（不可の例：ベビーカーとして販売されているが避難車兼用となっているもの等）
		防災カバー	○	本体に取り付けて使用するもの。 ※収納・保管用のカバーは対象外。
		普段使いのもの	×	
	非常用リヤカー	ノーパンク	○	本体部分に布等のカバーが取り付けられているものはカバーが「防災」と明記されているものに限る。
	投光器		○	「投光器」と明記されたカタログを添付すること。多方向照射も含む。 ※園芸用・防犯用は不可。
	非常用ヘッドライト		○	
	非常用ネックライト		○	
	ランタン		○	
	懐中電灯		×	
	乾電池		×	
	簡易トイレ	組立式のみ	○	
		簡易トイレ用袋	○	
		簡易トイレ用凝固剤	○	
		「簡易トイレ用」テント	○	テント単品の場合は「簡易トイレ用」または「非常用トイレ」と明記されたカタログを添付すること。
		仮設トイレ	○	

テント		○	「防災用」「災害用」「非常用」であることがわかるカタログを添付すること。
間仕切り		○	避難所での間仕切りとして使用するものに限る。プライバシーの保護に適さないもの（柵タイプのベビーサークル等）や日常的に使用するものは不可。
非常用毛布（エマージェンシーシート）		○	
非常用寝袋		○	「防災用」「災害用」「非常用」であることがわかるカタログを添付すること。
救急箱		×	
	救急用品	×	
担架		○	
	収納箱（担架専用）	○	
	レスキューベンチ	○	
非常用持出袋	袋のみ	○	「非常用」「避難用」「防災機能付き」いずれかのもの。主たる使用目的が災害時ではないもの（レジャー用のリュック等）は対象外。
ラジオ	ソーラー、手回し式	○	
	電気、乾電池式	×	
テレビ		×	
DVDレコーダー		×	
トランシーバー		×	
マイク類		×	
メガホン・拡声器		×	
放送用スピーカー		×	
感震ブレーカー		○	
	設置工事費用	×	
緊急地震速報装置		○	気象庁が発信する緊急地震速報を受信できるものに限る。
	通信料	×	
	設置工事費用	×	
転倒防止用具		○	
落下抑制テープ		○	
開き戸ロック		○	「地震対策」「耐震」「防災」等の記載が分かる資料を添付すること。
AED（自動体外式除細動器）	購入またはリース ※月払いの場合、支払日が当該年度中となる分を申請	○	使用にあたって最低限必要な消耗品（パッド、バッテリー等）の費用も対象。ただし、予備分は不可。
	トレーニングキット	○	防災教育・避難訓練で使用する旨を申請書に記載すること。
防災教育用教材（DVD・絵本等）		○	「単品」かつ「防災」のものとなる資料を添付すること。
消火器・発煙筒・的	避難訓練用	○	訓練で使用する旨を申請書の内容欄に記入すること。
消防器具	常設用	×	
防災カーテン		×	
火災受信機等設備	火災報知器	×	
	点検管理、改修	×	
災害用ライフジャケット		○	
避難はしご		×	
防災靴	安全靴	○	防災用に特化したものに限る。スリッパ・上履きは対象外。
	その他	○	防災用に特化したもの（防災インソールを含む）に限る。スリッパ・上履きは対象外。
防災ゴーグル		○	
非常時用アレルギービブス		○	メッセージカードを入れられる等、アレルギーの表示ができること。
使い捨てカイロ		×	
スコップ		×	
のこぎり・チェーンソー		×	
軍手		×	
ロープ		×	
油圧ジャッキ		×	
番線カッター		×	
パール		×	
ろうそく		×	
延長コード		×	
土のう・水のう		○	使用目的・効果が同等のものであれば止水板も可。
強化ガラス		×	
窓ガラス飛散防止フィルム		×	
蛍光灯飛散防止フィルム		×	
おんぶひも	1人用	×	
	複数人背負えるもの	○	
おむつ		×	
防災用マット		○	日常的に使用するものは不可。「防災用」や「防災」の記載があるものに限る。
防災用救助笛		○	

■その他

避難車に改修するための費用	通常の保育・教育の提供にあたって使用するベビーカー、バギーをノーパンクタイヤで、シート自体に防災機能がついているもの（No. 27）に改修する費用。	○	作業内容を明記すること。 ※通常の保育・教育の提供にあたって使用するものは対象外であるため、改修後の主たる使用目的が避難車としてではない場合は不可（不可の例：ベビーカーとしても使用するが避難車兼用となっているもの等）
印刷製本費	防災教育教材の印刷製本	○	
	コピー機修繕費、用紙、トナー等	×	
防災訓練の講師関係	謝金	○	報告時に契約内容と講習内容が確認できるものを添付すること。
	オンライン研修参加費	○	報告時に講習内容と参加したことが確認できるもの（領収書等）を添付すること。
	接待費	×	
防災教育・防災訓練・救急救命講習	会場借り上げ料	○	
	臨時職員賃金	○	訓練や講習に外部から臨時職員を雇った場合の賃金
	外部委託費	○	
	教育・訓練・講習に使用する消耗品	○	
	人形等の使用料	○	
	オンライン研修環境整備費等	×	パソコン・ビデオカメラ・プロジェクター等
インターネット通信料		×	
壁・屋根の強化断熱加工		×	
スプリンクラー整備		×	

※加算対象の金額は「16万円以上」ですのでご注意ください。

※防災教育・避難訓練・救急救命講習及び避難訓練の実施時期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間のみです。

（年度を跨ぐ延期や中止については対象外）

※オンラインでの防災教育等については設備費・通信費等は対象外です。

※修理代も対象ですが、作業内容を明記してください。

※物品購入により発生する手数料（送料・振込手数料等）は対象外です。

※対象物品可否一覧はホームページにも掲載しています。補足事項等を随時更新する場合があります。

※機能部分の確認のため、商品カタログのコピーとメーカーホームページ部分のコピーの添付をお願いします。

令和 6 年度小学校接続加算 《昨年度からの変更点について》

小学校接続加算の要件を変更していますのでご確認ください。

※下線付き箇所が昨年度からの変更点

小学校接続加算の要件（子ども・子育て支援制度 令和 5・6 年度 説明テキスト抜粋）	
※変更部分のみ抜粋	
令和 5 年度	令和 6 年度（変更後）
<p>□施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の担当する業務が明確になっている。</p> <p>□以下①～⑤を併せて年 10 回以上（※）実施していること。ただし、小学校との連携（②、③、⑤が該当）は少なくとも年 1 回以上実施すること。</p> <p>①幼保小連携に関する研修・研究会への参加</p> <p>②小学校との子ども同士の交流活動</p> <p>③教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面の小学校教諭の参観</p> <p>④近隣の保育・教育施設との交流</p> <p>⑤近隣や連携先の小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもの姿を共有する研修</p> <p>（※）⑤を実施した場合には、交流 4 回分として数えます。</p> <p>・変更後の内容で加算申請する場合は、報告書の⑤の該当欄に実施内容を記入してください。</p> <p>・給付課で報告書記載の内容を確認し、⑤としての実施と認められた場合に、4 回分として数えます。</p> <p>□小学校との接続を見通したカリキュラムを作成し実践していること。作成にあたっては「横浜版接続期カリキュラム令和 5 年度版アプローチカリキュラム作成例」の様式を活用する。ただし、各施設</p>	<p>【要件 1】 <u>施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担任と担当者が明記されていること。</u></p> <p>【要件 2】 <u>授業・行事、研究会・研修会等の機会を通じた小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動の双方を合わせて 5 回以上実施していること。（どちらか一方のみは不可）</u></p> <p>【要件 3】 <u>小学校と協働して、5 歳児から小学校 1 年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。</u></p>

<p>で独自に策定しているカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。</p>	
---	--

※令和6年度（変更後）は要件1～3全てを満たす場合だけでなく、要件1と2を満たす場合も加算を取得できます。ただし、要件1～3全てを満たす場合と要件1と2を満たす場合では単価が異なりますのでご注意ください。

令和6年度 小学校接続加算：別表《加算要件にあてはまるものの例示》

小学校接続加算の要件（子ども・子育て支援新制度 令和6年度 説明テキスト抜粋）

以下の要件を満たしている施設に加算します。

1. 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担と担当者が明記されていること。
2. 授業・行事、研究会・研修会等の機会を通じた小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動の双方を合わせて5回以上実施していること。（どちらか一方のみは不可）
3. 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

要件2「小学校との子ども同士の交流活動」と「職員間の連携活動」についての例示

※下線付き箇所が昨年度からの変更点

①「小学校との子ども同士の交流活動」の例	
直接的な交流活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業時間を中心とした交流（学習発表等） ・作品展・栽培・収穫体験等の行事での交流（協働活動等） ・近隣の園などの保育・教育施設同士の子どもたちの交流（近隣の小学校入学を見据えた、近隣園間の交流活動） ・園や小学校の校庭・園庭、施設、図書館、遊具などの利用を通しての交流 ・近隣の公園や施設における交流活動 ・小学校の児童を園に招いての交流 ・避難訓練・防災訓練等を合同で行う
間接的な交流活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの作品を鑑賞し、感想などを手紙で送る活動 ・園小学校で同じ図書を購入し、感想などを送り合う活動 ・園小学校で同じ植物を栽培し、写真などで共有する活動
ICT 機器などを活用した交流活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表等をオンラインや録画で共有する活動 ・オンライン作品展などで、互いの作品を味わい感想を交流する活動 ・オンライン読み聞かせやオンライン観劇などを一緒に行う活動 ・互いの園や学校の様子などを録画し交換する活動
②「小学校との職員間の連携活動」の例	
近隣の小学校との職員間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートカリキュラムの実践や、運動会・発表会等の園・学校行事などへの参観 ・<u>子ども同士の交流活動の打ち合わせ、振り返り</u> ・保育参観・授業参観 ・互いの保護者会への参加 ・互いの園、学校説明会への参加 ・入学に向けた情報交換
区で行われている研修会での小学校職員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業研究会への園の職員の参加 ・園内研修への小学校職員の参加 ・各区幼保小教育交流事業における研修会・交流会・総会・園長校長会等
横浜市こども青少年局や教育委員会が主催する研修での小学校職員との対話	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小教育連携研修会への参加 ・幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区での研修会・連絡会への参加
県や自治体、国、出版社等が主催する研修会における小学校職員との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・県幼稚園教育課程研修講座など、小学校職員等も参加する研修会への参加 ・県内、県外で行われている小学校の生活科等の研修会への参加

要件3「小学校と協働した架け橋期のカリキュラムの編成・実施」の例

・近隣や連携先の小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、具体的な子どもの姿を共有することを通して、架け橋2年間を通して育てたい子どもの姿などの目標や、そのために重視する援助・支援などを共有する会議を行う。

・小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施している。

※架け橋プログラムリーフレット内にある架け橋カリキュラムデザインシート等を活用して、小学校とともに大切にしたい事柄を明確にし、見える化するなど。

・小学校への参観や職員間の交流を通して得た気付きをもとに、アプローチカリキュラムの編成や改善を図る。作成にあたっては横浜市こども青少年局保育・教育支援課幼保小連携のホームページに掲載されている「アプローチカリキュラム作成例」の様式を活用する。

ただし、各施設で独自に策定しているカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。

<参考>

・文部科学省 幼保小の架け橋プログラム HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

・横浜市こども青少年局 幼保小連携 HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/youhosyoudayoritop.html>

個々の活動や研修等が加算の要件として認められるかにつきましては、電話・書面等での事前の照会にはお答えできません。3月にご提出いただく「小学校接続加算実施報告書」で加算の可否を判断します。予めご了承ください。その他でご不明点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【幼保小連携・接続の具体的な内容について】：保育・教育支援課 幼保小連携担当

045-671-3731

【その他加算全般に関すること】：保育・教育給付課 市内施設給付担当

045-671-0202

045-671-0204

令和6年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質 問	回 答
1	申請全般	令和6年12月27日17時までに申請書等を提出したが、差し替え書類については年明け以降の提出が認められるか。	認められます。
2	申請全般	kintoneで申請書等の提出は可能か。	令和6年度からkintoneによる提出が可能になる予定です。詳細につきましては、別途お知らせいたします。
3	申請全般	新型コロナウイルスの影響で加算要件を満たせなくなった場合、加算対象外になるのか。	お見込みのとおり、いずれの加算についても新型コロナウイルスの影響に関わらず実績により判断します。
4	施設関係者評価加算	自己評価・施設関係者評価とは何か。	「幼稚園における学校評価ガイドライン」をご参照ください。 <文部科学省HP> https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/08050824.htm
5	施設関係者評価加算	公開保育のテーマである、「よこはま☆保育・教育宣言」とは何か。	下記ページをご確認ください。 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/sengen-ikenbosyuu.html
6	高齢者等活躍促進加算	高齢者等の雇用について、掃除業務を外部の会社に委託しようかと考えているが、加算対象となるか。	加算対象外です。 特定の個人と契約し、業務を行っている場合に限り加算の対象とします。 ※シルバー人材センターとの契約は、派遣者を特定の個人に固定している場合のみ対象です。
7	施設機能強化推進費加算	セット商品の中で対象外のものがあるが、対象商品が単品販売されていない場合はどうしたらいいか。	対象外の商品を除いた見積書をカタログ等とともに添付してください。 見積書の添付ができない場合、セット商品は申請できません。 例) 防災教育用教材の絵本セットのうち、1冊だけ「防災」以外のものがある場合、対象外の絵本を除いた見積書を提出してください。
8	施設機能強化推進費加算	申請時には見積書だけではなく、カタログ等の添付も必須か。	必須です。 カタログ等に記載の材質等で対象物品の審査をしているため、添付を必須にしています。
9	施設機能強化推進費加算	申請時の見積では16万円以上であったが、報告時の見積では16万円を下回ってしまった。どうしたらいいか。	申請時の結果通知の対象物品の中で数量を調整して16万円以上にさせていただくか、施設機能強化推進費の申請を取下げさせていただくかのいずれかになります。 結果通知の後に申請以外の物品を購入しても対象外となるためご注意ください。

令和6年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質 問	回 答
10	施設機能強化推進費加算	申請時には在庫があった物品が決定通知後には完売していた。しかし申請時に見積もった発注業者ではない業者では在庫がある場合金額が変わってしまうが購入してもいいか。	同じ型番であれば別の業者から購入していただいても構いません。ただし、合計金額が16万円未満になった場合は、加算対象外です。
11	施設機能強化推進費加算	申請時に提出した物品のサイズや色が決定通知後には完売していた。基本の型番は一緒だがサイズや色が違っているので一部型番が違うが同じメーカー、同じ品質の場合は購入してもいいか。	基本の型番が同一のものであれば購入しても構いません。
12	施設機能強化推進費加算	申請時に提出した複数の物品のうち、1種類の物品が決定通知後には完売していた。完売の物品を除き、承認された物品の個数を変更して16万円以上にして購入してもいいか。	承認された物品であれば、個数を変更しても構いません。
13	施設機能強化推進費加算	申請時に見積もった商品が決定通知後には廃盤しており、新型が発売されていた。商品の型番が変わってしまったが購入してもいいか。	申請時に提出していただいた旧版と性能等が大幅な変更がない限り購入しても構いません。しかし、防災に関連しないような性能等が付属してしまう場合は市内施設給付担当までご相談ください。
14	施設機能強化推進費加算	購入したいと考えている物品が施設機能強化推進費加算の対象に入るかどうか、申請をする前に教えてほしいが可能か。	申請前の電話やメールによる照会はお受けしておりません。令和6年12月27日までに申請があったものを審査いたします。申請された物品が対象外の場合、市内施設給付担当よりご連絡いたします。
15	施設機能強化推進費加算	購入する際の送料や振込手数料を経費に含めてもいいか。	送料や振込手数料は含められません。送料などの手数料を除いた金額が16万以上のものが対象です。
16	施設機能強化推進費加算	クレジットカード等で、法人又は施設名義以外で支払ってしまった場合は、加算対象となるのか。	施設機能強化推進費加算で申請した物品について、経費支出がわかる領収書（写）等を提出してください。領収書が発行されない場合においても、以下の項目が領収書以外のものに明記されていれば可とします。④施設名については自署でも問題ありません。
17	施設機能強化推進費加算	領収書が発行されない場合はどうしたらいいか。	<p>【明記が必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品名 ②金額 ③支払日 ④施設名

令和6年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質 問	回 答
18	施設機能強化推進費加算	領収書の発行が報告の期限までに間に合わない場合（料金の口座引き落としが報告期限の後の場合も含む）、報告時にどうしたらいいか。	領収書が間に合わない旨をkintoneのコメントに記載したうえで、期限までに報告書を提出していただきます。領収書は届き次第速やかにご提出ください。
19	施設機能強化推進費加算	購入時にポイントを使用した場合、報告時にはポイントを含めるか。	ポイントは割引と同じ扱いになりますので、実支出額を報告してください。
20	施設機能強化推進費加算	AEDリース費用が前払いの場合、いつからいつまでが対象か。	今年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に支出した分が対象です。
21	小学校接続加算	報告書に「子ども同士の交流活動・職員間の連携活動」という欄があるが、具体的にどのような活動を記載すれば良いのか。	「令和6年度 小学校接続加算：別表<<加算要件にあてはまるものの例示>>」をご確認の上、ご記入ください。
22	小学校接続加算	令和6年度から加算要件が変更されたが、加算要件の3つ全てを満たさないと加算を取得できないのか。	要件1～3全てを満たす場合だけでなく、要件1と2を満たす場合も加算を取得できます。ただし、要件1～3全てを満たす場合と要件1と2を満たす場合では単価が異なりますのでご注意ください。
23	小学校接続加算	幼保小連携・接続にかかる研修（WEBによるオンデマンド型）に申し込みをしたが、研修動画を視聴するだけで加算対象になるのか。	研修動画を視聴した後、「受講者アンケート」にご回答いただかなければ加算対象外になります。アンケート実施の有無については市内施設給付担当にて確認します。
24	小学校接続加算	同日・同会場で、趣旨の異なる研修に複数参加した場合、回数にはどう数えたらよいか。	趣旨・内容が異なる別々の研修であったならば、それぞれを1回と数えます。
25	小学校接続加算	小学校から学校だより、園から園だよりを定期的に交換しているが、カウントに数えられるのか。	「おたより」や「作品」を単に交換するだけでなく、感想の交換や児童への内容の説明といった内容を合わせて実施することで、加算対象となります。なお、園だよりの交換と感想の交換等を毎月実施している場合であっても、報告書への記載は1回として計上します。
26	小学校接続加算	学校だより・園だよりの交換を4月・5月…と毎月実施している場合は、どのように数えればよいか。	取組ごとに1回と数えていくので、毎月おたよりを交換している場合であっても、1回として報告書に記載します。

令和6年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質 問	回 答
27	小学校接続加算	遠足の際に、外から園舎（もしくは小学校の校舎）を外から見た。この取組は、カウントに数えられるのか。	単に外から見ただけでは、加算対象にはなりません。未就学児童が、「どんな場所へ進学するのか」あるいは、「どんな児童と一緒に進学するのか」といった内容を想像できるような要素を含んでいれば、加算対象となる余地があります。
28	小学校接続加算	駅や商店街に展示されている小学生の作品を遠足の際に見たが、カウントに数えられるのか。	単に作品を見るだけでは加算対象にはなりません。感想の交換や児童からの作品の説明などを伴う内容であれば、加算対象になる余地があります。
29	第三者評価受審加算	以前第三者評価を受審した年度と、加算年度にずれがあった。5年に1回受審する必要があるので今年度受審したが、加算年度は来年度になるのか。 (例：令和元年度受審で翌年の令和2年度が加算年度だった場合、令和6年度に受審が必要になるが、加算年度はいつになるのか。)	第三者評価受審加算は、受審年度を起点として5年ごとに受審します。直近の受審が令和元年度だった場合、加算年度に関わらず、次回受審が必要になるのはその5年後である令和6年度になり、加算年度も令和6年度になります。ただし、受審費用に係る領収書が年度を跨ぐことになった場合、加算年度は翌年度になります。(令和6年度に受審し、受審費用の領収書が令和7年度の場合、加算年度は令和7年度です)
30	外部監査費加算	監査対象年度が令和5年度だが、監査法人から報告書を受け取ったのが令和6年度だった。令和6年度の加算対象になるか。	監査を受けた年度が加算対象となるため、令和6年度の加算対象とはなりません。なお、令和5年度3月分として過誤再請求をするためには、令和5年度中に公認会計士又は監査法人との契約書を提出していることが必要です。